

国出先機関対策について

平成 23 年 10 月 27 日

国出先機関対策プロジェクトチーム

国出先機関の移管に係る最近の動きについて

○9月13日：野田首相・所信表明演説

地域主権改革について「引き続き推進します。」とひとこと触れたのみ。

○9月21日：福田総務政務官・インタビュー（時事通信報道）

「3省(の出先機関を)だけ先行させるのにはちょっと疑問がある。8府省(の出先機関)そろって移行できるような相談をしてみたい。」

「奈良県が入っていないのは異常だし、鳥取や徳島が入るのも、ちょっとどうかなと思う。」

○10月5・7日：知事による関係閣僚への要請活動

要請日時	要 請 先	要 請 者
10月5日	横光 環境副大臣	嘉田 滋賀県知事、金澤 兵庫県副知事
	後藤 内閣府副大臣	
10月7日	前田 国土交通大臣	井戸 兵庫県知事
	北神 経済産業大臣政務官	井戸 兵庫県知事、橋下 大阪府知事
	藤村 官房長官	

○10月7日：「アクション・プラン」推進委員会（第3回）

予定されていた、「中間取りまとめ」は示されず、広域連合制度を活用するための諸課題が提示されたのみ。川端総務大臣は、「野田首相から、地域主権改革を進めるよう指示を受けた。前に進めるのが私の使命。」と発言。

○10月12日：橋下国出先機関対策委員長による反論・議長声明

○10月20日：地域主権戦略会議（第13回）※随行者メモから抜粋

野田首相：関西広域連合でもご準備いただいている、そして「アクション・プラン」でも、これ閣議決定をしていますけれども、震災以降いろんなことがあって、あまり事務的には準備が進んでいないように聞いている。この会議を機に、川端大臣を中心に、政務三役中心に、ちょっとお尻を叩いて進めていきたいと思っているし、来年の通常国会には法案を出していきたいという思いです。加えて明日閣議がございまして、それぞれの閣僚にも改めて私の方から強く指示をしたいと思っている。

川端大臣：総理の強いご支持をいただいた中で、一つは、通常国会で法案を出す、それから逆算すると色々なことをしなければならぬという時に、一番メインになる物差しは、閣議決定した「アクション・プラン」。「アクション・プラン」推進委員会を活用し、事前に色々のご相談をしながら、その都度、出来るだけ早い時期に、決まった（ゴールに向けて）まとめあげたい。

福田政務官：昨年の12月28日に閣議決定した「アクション・プラン」に沿って進めていく事は政府の方針であり、来年の通常国会に法案を提出できるよう最大限努力をする覚悟です。具体的には、年内に広域連合への移譲に向けての議論の集約を図ります。併せて移譲対象となる事務・権限について整理し、来年春には出先機関のブロック単位での移譲について全体像を固めたいと考えている。

○10月21日：閣僚懇談会

野田首相：出先機関改革は、「アクション・プラン」を昨年末に閣議決定しており、政府としての方針は既に決まっている。昨日の地域主権戦略会議において、来年の通常国会に法案を提出する方針を確認したところであり、広域連合への移譲に向けて早急に議論を集約すべく、関係大臣におかれては積極的な取組をお願いします。

川端大臣：昨日の地域主権戦略会議において、野田総理から、出先機関改革に関する法案を次期通常国会に提出できるように最大限努力するよう改めて御指示をいただきました。関係大臣におかれては、改革が前に進むよう、検討課題を克服するための具体的な意見を積極的に出していただきますよう担当大臣として改めてお願いをいたします。

○10月25日：第179回国会(臨時会)衆・参総務委員会における総務大臣所信的発言

川端大臣：地域主権改革については、補助金等の一括交付金化、国の出先機関改革等の各課題について、「地域主権戦略大綱」及び「アクション・プラン」等に基づき、地域主権戦略会議を中心に着実に取組を進めてまいります。

【行政改革の推進】

(国家公務員の) 地方分権推進に伴う地方移管などについても、(中略) 出先機関改革を進めていく中で、取組を進めてまいります。

第13回 地域主権戦略会議 議事次第

平成23年10月20日（木）
9時00分～9時45分目途
於：総理大臣官邸 4階 大会議室

○次第

- 1 開会
- 2 出先機関改革について
- 3 補助金等の一括交付金化について
- 4 閉会

○配布資料

- 資料1 広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題
- 資料2-1 平成24年度概算要求における地方向け補助金等（投資関係、経常関係）
- 資料2-2 平成24年度における一括交付金の拡充方針について（案）
- 資料2-3 地方向け経常補助金等の24年度概算要求
-
- 参考資料1-1 「アクション・プラン」全文
- 参考資料1-2 「アクション・プラン」の推進体制
- 参考資料2-1 平成24年度概算要求における地方向け補助金等
- 参考資料2-2 地域主権戦略大綱（一括交付金部分抜粋）等
- 参考資料2-3 平成24年度地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリングにおける主な意見（第12回地域主権戦略会議資料）

上田議員提出資料

北橋議員提出資料

広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題

内閣府地域主権戦略室

※「アクション・プラン」を踏まえ、まずは広域連合制度を活用するための主な諸課題について整理したもの。

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(抄)

(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)

1 (1) 広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・検討を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

○ 執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- ・ 緊急の対応を要する場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ・ 構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- ・ 適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

○ 議会の在り方

審議の充実を図るため、議会の組織や運営について、どのような取組方策が考えられるか。

○ 監査・透明性の確保

監査・透明性の確保の観点から、どのような仕組みが考えられるか。

- ・ 移譲された事務の実施状況の評価はどのように考えるのか。

○ 組織の安定性、永続性

現行の広域連合制度において、解散や脱退は任意にはできないが、それで十分といえるか。

- ・ 解散や脱退を制限することや、区域を法定することはできるか。

- ・ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限の取り扱いをどうするのか。
- ・ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限に係る職員、財産、権利義務関係をどうするのか。

○ 出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることが原則だが、概ね一致する場合でも、移譲を進めることができるか。

- ・ 仮に出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合には住民の利便性や行政の効率性が阻害される可能性があるが、その対策としてどのような措置を講じるのか。

○ 効果的・効率的な広域行政の推進

効果的・効率的な広域行政の推進のために、構成団体からの事務の持ち寄りを併せて進めることをどう考えるか。

○ 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

東日本大震災や台風12号災害等における出先機関や広域連合の活動状況等を踏まえ、適切に機能しうるオペレーションの仕組みについてどのような視点から検討すべきか。

○ 北海道、沖縄県の取扱い

一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとすることが適当ではないか。

○ 事務区分

事務区分の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 自治事務と法定受託事務以外の類型がありうるか。
- ・ 現行の法定受託事務のメルクマールについてどう考えるか。

○ 移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方

移譲事務に係る国の関与の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 現行の国の関与のルールについてどう考えるか。

○ 並行権限行使

並行権限行使の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 並行権限を認める場合の判断基準をどのように考えるか。

○ 移譲の例外となる事務・権限

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とされているが、移譲の例外となる事務についてどのように考えるか。

○ 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

個別作用法令に基づかない事務を移譲する場合には、どのような位置付けにするか。

○ 新たに必要となる事務の取扱い

新法制定や法改正によって新たに必要となる事務や、社会ニーズ等の変化を受けて作用法令によらず新たに対応が必要となる事務をどのように取り扱うか。

○ 人員の移管

人員の移管の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 移譲される事務に係る職員の移管の方法、身分、処遇についてどう考えるか。
- ・ 事務・権限の執行に必要な人材の専門性の維持についてどう考えるか。

○ 財源

移譲される事務・権限の執行に必要な財源の確保についてどう考えるか。